

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 (問) = 問い合わせ先
☎ 561-1191(代表) ☎ 541-9104 (申) = 申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分
(お1人20分以内)

受付 午後1時～3時20分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

定員 7名(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 4月3日(木)
午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

無料司法書士相談

日時 4月25日(金)
午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎1階交流ロビー

(問) = 地域力推進室(☎561-9114)

● 保険年金 ●

国民健康保険・後期高齢者医療保険料の特別徴収について

2月に保険料を特別徴収(年金引き落とし)により納めていただいている方は、原則として、平成26年度分保険料も特別徴収により納めていただきます。

4月、6月、8月については2月と同額を仮徴収させていただきます。国保は6月に、後期高齢者医療は7月に決定する年間保険料から仮徴収額を除いた残額を10・12月・平成27年2月の3回に分割して特別徴収させていただきます。※口座振替により今後の保険料を確実にお支払いいただける方は、口座振替による納付に変更することができます。ご希望の方は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。

(問) = 保険年金課資格担当(☎561-9197)

高額医療・高額介護合算療養費制度の受け付けについて

この制度は7月31日現在で加入している医療保険を基準として、医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、1年間(毎年8月から翌年7月まで)に掛かった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しの制度です。

手続きは、平成25年7月31日にご加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要がありますのでご注意ください。

ただし、後期高齢者医療ご加入の方は保険年金課のみで手続きができます(対象者には案内を送付しています)。

受付先は下記のとおりです。

(問) = 京都市国保・後期高齢者医療に加入している方は、保険年金課保険給付担当(☎561-9199)

介護保険については、福祉介護課介護保険担当(☎561-9191)

(※社会保険などに加入している方はご加入先の医療保険まで)

新しい高齢受給者証を3月下旬にお送りします

70～74歳の方で一部負担金の割合が「1割」の方(「3割」の方は除く)は、平成26年4月から平成26年7月まで、「1割」負担のまま据え置きとなりました。

※平成26年4月以降に70歳になられる方は、「2割」または「3割」となります。

(問) = 保険年金課資格担当(☎561-9197)

国民健康保険料の夜間・休日納付相談

3月は、平成25年度分保険料の最後の納付月です。災害その他の特別な事情がなく滞納している世帯に対しては、財産の差押えを行うことがあります。滞納がある場合は至急納付してください。

ただし、保険料の納付が困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。

夜間・休日相談

<日時> 3月16日(日)午前9時～午後3時30分、3月24日(月)午後7時30分まで

<場所> 保険年金課

(問) = 保険年金課徴収推進担当(☎561-9198)

● 税 ●

固定資産税(評価額等)の縦覧について

固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をしていただくため、固定資産(土地、家屋)の価格の縦覧を行います。

期間 4月1日～4月30日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

場所 資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)

縦覧できる方

固定資産税の納税者(所有者)、相続人、納税管理人及びその代理人

(土地の所有者は土地縦覧帳簿、家屋の所有者は家屋縦覧帳簿を縦覧できます。)

縦覧に必要なもの

納税者(所有者): 納税通知書(ない場合は、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類が必要)

相続人: 戸籍謄本など及び本人確認書類

代理人: 委任状及び本人確認書類

審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)です。

(問) = 課税課固定資産税担当(☎561-9378)

● 福祉 ●

老人医療費受給者証をお持ちの方へ

平成26年3月31日まで有効の福祉医療費受給者証(☎)をお持ちの方に対し、福祉介護課から、平成26年7月31日まで有効の受給者証を3月中に送付します。現在ご使用中の受給者証は、平成26年4月1日以降お使いになれませんのでご注意ください。

(問) = 福祉介護課(☎561-9182)

京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

平成25年度分京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は平成26年3月31日となっております。4月以降はご利用できません。4月以降も引き続きタクシー利用券を希望される方は、3月24日以降に、平成26年度分の交付申請を行ってください。

なお、タクシー利用券は、1月当たり4枚を基準に、申請月以降の分をまとめて交付するため、5月以降に申請すると、交付枚数が減りますので、ご注意ください。

○必要なもの

①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑(スタンプ印は不可)

(申・問) = [身体・知的障害の場合] 支援保護課(☎561-9348)
[精神障害の場合] 健康づくり推進課(☎561-9130)

東山図書館

区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館: 午前10時～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館: 毎週火曜日、第2・4水曜日

春休みおたのしみ会

日時 3月22日(土)午前11時～
工作「ぴよんぴよんカードをつくろう」

4月のテーマ図書の展示と貸出

期間 4月2日(水)～4月29日(火・祝)
一般書・児童書「旅」
絵本「ともだち」



カレンダー 3/15～4/14

3月	行事名	掲載面
15 土		
16 日	保険年金 国民健康保険料休日納付相談	(4)
17 月		
18 火		
19 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
20 木		
21 金・祝		
22 土	ひょうたん苗づくりワークショップ	(2)
23 日	図書館 春休みおたのしみ会	(4)
24 月	区役所臨時開所	(2)
25 火	保険年金 国民健康保険料夜間納付相談	(4)
26 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
27 木		
28 金		
29 土	第16回日吉窯元まつり(～30日)	(2)
30 日	区役所臨時開所	(2)
31 月		

4月	行事名	掲載面
1 火	税 固定資産税(評価額等)の縦覧(～30日)	(4)
	原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等締切	(3)
	犬の登録・狂犬病予防注射(～13日)	(3)
2 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
	図書館 4月のテーマ図書の展示と貸出(～29日)	(4)
3 木	相談 行政相談委員による無料行政相談	(4)
4 金		
5 土		
6 日	区役所臨時開所	(2)
7 月	春の交通安全運動 4月6日(日)～15日(火)	
8 火	待つゆとり ゆずるやさしさ 京の道	
9 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
10 木		
11 金		
12 土	春の交通安全大会「交通事故ストップin東山」	(3)
13 日		
14 月		

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。